

第Ⅶ章 応用測量（河川測量）

Ⅶ－１ 作業の計画

1. 本市における「河川測量」とは、河川・湖沼等の調査及び維持管理を目的とした測量をいう。
2. 河川、水路等の新設（設計）及び改修等に係る測量は、作業要領第Ⅵ章応用測量（路線測量）の規定を準用する。
3. 受託者は、河川測量を実施する河川・湖沼等の状況を把握し、次の事項について測量作業員全員に周知、徹底しなければならない。
 - (1) 受託者は作業期間中の毎日、作業開始前に気象及びダム放流に関する情報を入手し、作業員に周知しなければならない。
 - (2) 河川の急激な水量・流速の変化に備え、監視役となるものを指定して、常に状況変化に注意すること。
 - (3) 現場には救助用ロープ・浮輪等を常備し、水域内で観測作業に当たる作業員にはライフジャケットの着用を義務付け、また、ホイッスル等を携行させること。
 - (4) 定期横断測量における深淺測量の際は、前回の横断図をもとに、水深の変化に注意すること。
 - (5) 測量作業に当たる作業班には、万一の事故に備え連絡手段として携帯電話又は無線機等を常備させること。

Ⅶ－２ 作業の方法

河川測量は、作業規程 第5編 第3章 河川測量 で定める方式で行うこと。